

## 運営状況概要書

(公益 14)

法人名 :

## 公益財団法人 暴力団壊滅秋田県民会議

設立年月日

平成3年8月1日

<b>1 法人の概要</b>																																																																		
代表者職氏名	理事長 斎藤 永吉	基本財産等	577,190千円	県出資等額及び比率	300,000千円 (52.0%)	所管部課名	警察本部刑事部組織犯罪対策課																																																											
設立目的	暴力団による不当な行為を防止するために必要な事業を行い、暴力団員による不当な行為の被害者を救援するための措置を講ずるとともに、暴力団員による不当な行為の予防に関する民間の自主的な組織活動を助ける活動等を行うことにより、県民生活の安全と平穏の確保に寄与すること。																																																																	
事業概要	①暴力団員による不当行為予防の広報活動 ②民間暴力団排除組織への支援活動 ③暴力団の不当行為に関する相談活動 ④少年に対する暴力団の影響排除活動 ⑤暴力団からの離脱援助、社会復帰支援活動 ⑥暴力団事務所の使用差止訴訟活動 ⑦不当要求防止責任者講習の実施 ⑧不当要求情報管理機関の業務支援 ⑨暴力団による不当要求の被害者支援 ⑩少年指導員研修 ⑪関係機関との情報収集、情報交換、調査研究事業																																																																	
関連法令、県計画	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条の3第2項																																																																	
役員数 (R6.7.1現在)	理事	監事	評議員	計	職員数 (R6.4.1現在)	正職員	出向職員	臨時・嘱託	計																																																									
	常勤	非常勤	常勤	非常勤		常勤	非常勤	3	3																																																									
	1	8	2	7	1	17	※役員と職員を兼ねている者の人数は、役員と職員の両方に計上し、職員数には括弧（内数）で表示。																																																											
<b>2 法人の行動計画(令和4～7年度)</b>																																																																		
県関与のあり方	継続	経営状況	安定	取組の方向性	・安定的経営の継続 ・公益的事業の安定実施																																																													
目標	○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条の3第2項に規定されている事業について確実な運営に努める。 ○安定した経営基盤を維持するため、賛助会員の確保と新規獲得及び基本財産の適切な運用により、経営の安定化と収支相償を図る。																																																																	
取組	○暴力団員による不当な行為の予防等に関する広報啓発活動、民間組織が行う暴力追放活動を助ける活動、同行為等に関する相談活動、少年への暴力団からの影響を排除する活動、暴力団離脱者等に対する支援活動、暴力団事務所の使用差止訴訟活動、暴力団員からの被害を防止するための講習等の開催、被害者の救済・支援活動、調査研究活動等を推進する。 【目標】暴力団壊滅秋田県民大会の定期的な開催と責任者講習（単年度25回、目標受講者数720人、目標顧客満足度指指数75）の実効ある計画的な開催に取り組む。 ○法人の目標を達成するため、各種講習、講演、研修及びイベントでの広報啓発活動や広告等を活用した呼び掛けによる賛助会員の獲得と、基本財産の適切な運用を図り、収支相償を図る。 【目標】目標賛助会費納入額8,200千円																																																																	
<b>3 財務</b>																																																																		
①正味財産増減計算書 (単位:千円)																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>経常収益</td><td>16,657</td><td>16,994</td></tr> <tr><td>基本財産・特定資産運用益</td><td>6,130</td><td>6,551</td></tr> <tr><td>受取会費・受取寄附金</td><td>7,720</td><td>7,695</td></tr> <tr><td>受託事業収益</td><td>2,714</td><td>2,715</td></tr> <tr><td>自主事業収益</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>受取補助金・受取負担金</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>その他の収益</td><td>93</td><td>33</td></tr> <tr><td>経常費用</td><td>18,509</td><td>16,050</td></tr> <tr><td>事業費</td><td>12,278</td><td>11,167</td></tr> <tr><td>管理費</td><td>5,011</td><td>4,883</td></tr> <tr><td>人件費(事業費分含む)</td><td>9,223</td><td>7,549</td></tr> <tr><td>当期経常増減額</td><td>△ 1,852</td><td>944</td></tr> <tr><td>経常外収益</td><td>315</td><td></td></tr> <tr><td>経常外費用</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>当期経常外増減額</td><td>315</td><td></td></tr> <tr><td>当期一般正味財産増減額</td><td>△ 1,537</td><td>944</td></tr> <tr><td>当期指定正味財産増減額</td><td>△ 44</td><td>84</td></tr> <tr><td>当期正味財産増減額合計</td><td>△ 1,581</td><td>1,028</td></tr> </tbody> </table>										区分	令和4年度	令和5年度	経常収益	16,657	16,994	基本財産・特定資産運用益	6,130	6,551	受取会費・受取寄附金	7,720	7,695	受託事業収益	2,714	2,715	自主事業収益			受取補助金・受取負担金			その他の収益	93	33	経常費用	18,509	16,050	事業費	12,278	11,167	管理費	5,011	4,883	人件費(事業費分含む)	9,223	7,549	当期経常増減額	△ 1,852	944	経常外収益	315		経常外費用			当期経常外増減額	315		当期一般正味財産増減額	△ 1,537	944	当期指定正味財産増減額	△ 44	84	当期正味財産増減額合計	△ 1,581	1,028
区分	令和4年度	令和5年度																																																																
経常収益	16,657	16,994																																																																
基本財産・特定資産運用益	6,130	6,551																																																																
受取会費・受取寄附金	7,720	7,695																																																																
受託事業収益	2,714	2,715																																																																
自主事業収益																																																																		
受取補助金・受取負担金																																																																		
その他の収益	93	33																																																																
経常費用	18,509	16,050																																																																
事業費	12,278	11,167																																																																
管理費	5,011	4,883																																																																
人件費(事業費分含む)	9,223	7,549																																																																
当期経常増減額	△ 1,852	944																																																																
経常外収益	315																																																																	
経常外費用																																																																		
当期経常外増減額	315																																																																	
当期一般正味財産増減額	△ 1,537	944																																																																
当期指定正味財産増減額	△ 44	84																																																																
当期正味財産増減額合計	△ 1,581	1,028																																																																
②貸借対照表 (単位:千円)																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>流動資産</td><td>6,087</td><td>7,570</td></tr> <tr><td>固定資産</td><td>590,862</td><td>590,448</td></tr> <tr><td>資産計</td><td>596,949</td><td>598,018</td></tr> <tr><td>流動負債</td><td>279</td><td>321</td></tr> <tr><td>短期借入金</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>固定負債</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>長期借入金</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>負債計</td><td>279</td><td>321</td></tr> <tr><td>指定正味財産</td><td>581,711</td><td>581,795</td></tr> <tr><td>うち基本財産充当額</td><td>581,711</td><td>577,190</td></tr> <tr><td>一般正味財産</td><td>14,959</td><td>15,902</td></tr> <tr><td>うち基本財産充当額</td><td>8,306</td><td>12,761</td></tr> <tr><td>正味財産計</td><td>596,670</td><td>597,697</td></tr> <tr><td>負債・正味財産計</td><td>596,949</td><td>598,018</td></tr> </tbody> </table>										区分	令和4年度	令和5年度	流動資産	6,087	7,570	固定資産	590,862	590,448	資産計	596,949	598,018	流動負債	279	321	短期借入金			固定負債			長期借入金			負債計	279	321	指定正味財産	581,711	581,795	うち基本財産充当額	581,711	577,190	一般正味財産	14,959	15,902	うち基本財産充当額	8,306	12,761	正味財産計	596,670	597,697	負債・正味財産計	596,949	598,018												
区分	令和4年度	令和5年度																																																																
流動資産	6,087	7,570																																																																
固定資産	590,862	590,448																																																																
資産計	596,949	598,018																																																																
流動負債	279	321																																																																
短期借入金																																																																		
固定負債																																																																		
長期借入金																																																																		
負債計	279	321																																																																
指定正味財産	581,711	581,795																																																																
うち基本財産充当額	581,711	577,190																																																																
一般正味財産	14,959	15,902																																																																
うち基本財産充当額	8,306	12,761																																																																
正味財産計	596,670	597,697																																																																
負債・正味財産計	596,949	598,018																																																																
<主な経営指標>																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>増減※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>経常収支比率 (経常収益 - 経常費用)</td><td>90.0%</td><td>105.9%</td><td>+15.9</td></tr> <tr><td>流動比率 (流動資産 ÷ 流動負債)</td><td>2181.7%</td><td>2358.3%</td><td>+176.5</td></tr> <tr><td>自己資本比率 (純資産計 ÷ 負債・純資産計)</td><td>100.0%</td><td>99.9%</td><td>△0.0</td></tr> <tr><td>有利子負債比率 (有利子負債 ÷ 純資産計)</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>										項目	令和4年度	令和5年度	増減※	経常収支比率 (経常収益 - 経常費用)	90.0%	105.9%	+15.9	流動比率 (流動資産 ÷ 流動負債)	2181.7%	2358.3%	+176.5	自己資本比率 (純資産計 ÷ 負債・純資産計)	100.0%	99.9%	△0.0	有利子負債比率 (有利子負債 ÷ 純資産計)																																								
項目	令和4年度	令和5年度	増減※																																																															
経常収支比率 (経常収益 - 経常費用)	90.0%	105.9%	+15.9																																																															
流動比率 (流動資産 ÷ 流動負債)	2181.7%	2358.3%	+176.5																																																															
自己資本比率 (純資産計 ÷ 負債・純資産計)	100.0%	99.9%	△0.0																																																															
有利子負債比率 (有利子負債 ÷ 純資産計)																																																																		
※端数処理の関係で増減が一致しないことがある。																																																																		
<退職給与引当状況(単位:千円)>																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>要支給額</th> <th>引当額</th> <th>引当率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0</td><td>0</td><td>-</td></tr> </tbody> </table>										要支給額	引当額	引当率(%)	0	0	-																																																			
要支給額	引当額	引当率(%)																																																																
0	0	-																																																																
※要支給職員なし。																																																																		
※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。																																																																		
③県の財政的関与の状況(事業費補助・委託を除く) (単位:千円)																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>支出目的等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>年間支出</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>年度末残高</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>										区分	令和4年度	令和5年度	支出目的等	年間支出				年度末残高																																																
区分	令和4年度	令和5年度	支出目的等																																																															
年間支出																																																																		
年度末残高																																																																		

法人名 :

## 公益財団法人 暴力団壊滅秋田県民会議

## I 自己評価

## 1 行動計画における目標及び取組の達成状況

## 【令和5年度実績】

- 第32回暴力団壊滅秋田県民大会の開催（前年度：第31回大会の開催）
- 不当要求防止責任者講習：回数25回、受講者742人、顧客満足度指數90。（前年度：回数25回、受講者722人、顧客満足度指數90。目標：回数25回、受講者720人、顧客満足度指數75）
- 賛助会費納入額：7,695千円（前年度：7,720千円、目標：8,200千円）

## 【自己評価】

- 行動計画に掲げた暴力団壊滅秋田県民大会及び責任者講習については開催目標を達成したほか、責任者講習会に関しては受講者数も増加した。
- また、新聞・ラジオ等の各種媒体や責任者講習等での広報啓発活動、適切な暴力相談（71件受理（前年度：83件受理））など、法に規定された事業を確実に推進した。
- 一方で、賛助会費納入額に関しては、賛助会の退会者の増加とともに新規入会者が少なかったことから目標を達成することができなかつた。
- 今後は、戸別訪問等による事業者への働き掛けや、街頭活動や各種イベントにおける広報活動などを展開し、目標達成に努める。

## 2 経営状況

## 【令和5年度実績】

- 経常収益：16,994千円（前年度：16,657千円）
- 経常費用：16,050千円（前年度：18,509千円）
- 経常増減額：944千円（前年度：△1,852千円）

## 【自己評価】

- 経常収益については、賛助会員の減少により賛助会費納入額が減少したものの、債権買換により受取利息が増加し特定資産運用益等が増加したことで増となつた。
- 経常費用については、職員の退職等により人件費などの執行額が減少した。
- 単年度の経常収支比率が+5%以上となつたが、これは、年度途中での予期せぬ職員の退職により人件費の余剰金が生じたことが要因であることからA評価とした。

## II 所管課評価

## 1 行動計画における目標及び取組の達成状況

## 【所管課評価】

- 行動計画に掲げた目標は概ね達成されているが、未達成であった賛助会費納入額確保に努め、暴排思想を県民に浸透させ、法人活動への賛同と理解を得られるよう、引き続き目標達成に向けた活動に取り組んでいただきたい。

## 2 経営状況

## 【所管課評価】

- 単年度の收支均衡は達成することができなかつたものの、これは予定外の職員退職に伴うものであり、経営は安定していることからA評価と認められる。
- 収益に関しては、賛助会費納入額について目標を達成することができなかつたことから、賛助会員の確保に繋がる取組を推し進め、安定的な経営を継続してもらいたい。

## III 委員会評価

## 総合評価 法人全体の取組・運営状況に関するコメント

A

- 行動計画に定める賛助会費納入額については目標を達成できなかつたものの、計画的に事業を実施しており、顧客満足度も高いことから、公益的事業の安定実施に取り組んでいると評価できる。

## 【委員からの提言】

- 安定的経営の継続や公益的事業の安定実施の観点においては、賛助会員の退会理由の分析や法人の取組の積極的なPRなど、賛助会費納入額や寄附金収入の増収に向けた各種取組の推進を図る必要がある。

## 委員会評価を踏まえた対応方針

## 法人の対応方針

- 法人の活動をより多くの県民に理解してもらい、賛同を得るため、機関誌やホームページ、新聞、フリーペーパー等の各種媒体を有効活用した広報啓発活動を積極的に行うなど、賛助会員の増加に向けた取組を強化するとともに、計画的な事業推進に努めていく。

## 所管課の対応方針

- 法人活動が県民に理解されるよう、会議やイベント等の場において、各種取組の周知に引き続き努めるとともに、県内事業者に対して不当要求防止責任者の選任を積極的に働き掛けることにより、賛助会員拡大のためのバックアップを進めていく。

法人名 (公財)暴力団壊滅秋田県民会議

①令和 6 年度計算書類等

法人所管課 警・組織犯罪対策課

# 公益財団法人暴力団壊滅秋田県民会議定款

## 定 款

### 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人暴力団壊滅秋田県民会議と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を秋田県秋田市に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、暴力団による不当な行為を予防するために必要な事業を行い、及び暴力団員による不当な行為の被害者を救援するための措置を講ずるとともに、暴力団員による不当な行為の予防に関する民間の自主的な組織活動を助ける活動等を行うことにより、市民生活の安全と平穏の確保に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報活動を行うこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の予防に関する民間の自主的な組織活動を助けること。
- (3) 暴力団員による不当な行為に関する相談に応ずること。
- (4) 少年に対する暴力団の影響を排除するための活動を行うこと。
- (5) 暴力団から離脱する意志を有する者を助けるための活動を行うこと。
- (6) 暴力団の事務所の使用により付近住民等(付近において居住し、勤務し、その他日常生活又は社会生活を営む者をいう。)の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されることを防止すること。
- (7) 公安委員会の委託を受けて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条第2項の講習を行うこと。
- (8) 不当要求情報管理機関(不当要求に関する情報の収集及び事業者に対する当

該情報の提供を業とする者をいう。) の業務を助けること。

- (9) 暴力団員による不当な行為の被害者に対して見舞金の支給、民事訴訟の支援その他の救援を行うこと。
- (10) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律第38条に規定する少年指導委員に対し第4号の事業の目的を達成するために必要な研修を行うこと。
- (11) 暴力団の実態を把握し、効果的な追放運動を推進するため、関係機関、団体と連携した情報交換活動による調査及び資料収集活動を行うこと。
- (12) 前各号の事業に附帯する事業

2 前項の事業については、秋田県において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### 第3章 資産及び会計

(財産)

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その半額以上を第4条の公益目的事業に使用するものとし、その取扱については、理事会が別に定める。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもつて管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下この条において「事業計画書及び収支予算書等」という。）については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、直近の評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項に規定する事業計画書及び収支予算書等については、当該書類を主たる事務所に、その写しを従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、

一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号についてはその内容を報告し、他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第4章 評議員

(評議員)

第11条 この法人に評議員5名以上7名以内を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員長とする。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならぬ。

(1) 各評議員について、次のイからヘに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員長は、評議員会において選定する。

4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。（評議員の職務及び権限）

第13条 評議員は、評議員会を構成し、第17条に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第15条 評議員は無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会が別に定める。

## 第5章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
  - (2) 役員及び評議員等の報酬並びに費用に関する規程
  - (3) 役員及び評議員等に対する費用の支給の基準
  - (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
  - (5) 定款の変更
  - (6) 残余財産の処分
  - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- (種類及び開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とする。

- 2 定時評議員会は、年1回、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項

及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第20条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。

- 2 評議員長に事故があるときは、その評議員会において出席した評議員の中から議長を選出する。

(定足数)

第22条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第23条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 役員及び評議員等に対する費用の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第28条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第24条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があつたものとみなす。

(報告の省略)

第25条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項について評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第26条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

(評議員会運営規則)

第27条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会が別に定める。

## 第6章 役員等

(役員の設置)

第28条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の代表理事とし、専務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第29条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事、評議員及び使用人を兼ねることはできない。

4 理事のうち、いずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長及び専務理事は、毎事業年度ごとに4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。  
(監事の職務及び権限)

第31条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告書等を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるとときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員の任期)

第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の終了する時までとする。

4 理事又は監事は、第28条に定める定数に足りなくなったときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第33条 役員が、次の各号の一に該当するときは、評議員の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第34条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会が別に定める。

(会長及び副会長)

第35条 この法人に、代表権を有しない任意の機関として、会長1名、副会長5名以内を置くことができる。

2 会長及び副会長は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。ただし、副会長のうち1名は秋田県警察本部長の職にある者をもって充てる。

3 会長及び副会長は、県民の暴力追放運動の推進のための儀礼的行為を行うとともに、理事長の諮問に応じて、理事会において意見を述べることができる。

(顧問)

第36条 この法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、有識者の中から、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。

3 顧問は、理事長の諮問に応じて、理事会において意見を述べることができる。

(会長、副会長及び顧問の報酬等)

第37条 会長、副会長及び顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

2 前項に関し必要な事項は、評議員会が別に定める。

## 第7章 理事会

(構成)

第38条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第39条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
  - (2) 法人運営に関する規程の制定、変更及び廃止
  - (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
  - (4) 理事の職務の執行の監督
  - (5) 理事長及び専務理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備

(種類及び開催)

第40条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事長以外の理事及び監事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。

(招集)

第41条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(招集の通知)

第42条 理事会を招集するときは、理事会の開催日の5日前までに、各理事及び監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第43条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第44条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第45条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、「一般法人法」第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第46条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、出席した理事長及び監事が記名押印する。

(理事会運営規則)

第47条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会が別に定める。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の三分の二以上の議決によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

第49条 この法人は、「一般法人法」第202条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第50条 この法人が、公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、「公益認定法」第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 事務局

### (設置等)

第52条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

### (備え付け帳簿及び書類)

第53条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 理事、監事及び評議員の名簿

(3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(4) 定款に定める機関（理事会及び評議員会）の議事に関する書類

(5) 財産目録

(6) 役員及び評議員等の報酬並びに費用に関する規程

(7) 事業計画書及び収支予算書

(8) 事業報告書及び計算書類等

(9) 監査報告書

(10) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第55条第2項の定めによるものとする。

## 第10章 賛助会員

### (賛助会員)

第54条 この法人の目的に賛同し、後援する個人又は団体を賛助会員とすることができる。

2 賛助会員に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

## 第11章 情報公開及び個人情報の保護

### (情報公開)

第55条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

(個人情報の保護)

第56条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会が別に定める。

## 第12章 公告の方法

(公告の方法)

第57条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第13章 補 足

(委任)

第58条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会が別に定める。

## 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事は新開 卓、業務執行理事は伊東幸博とする。

4 この法人の最初の理事は、新開 卓、伊東幸博、細谷敏夫、桜田裕之、佐藤實、桑原 功、内藤 徹、鎌田良雄、木村秀三とする。

5 この法人の最初の監事は、村岡淑郎、大沼文哉とする。

6 この法人の最初の評議員は、内村和人、目黒 勲、鈴木 清、高木研一、新井昌吉、堀江敏明、保坂勝信とする。

## 附 則

この定款は、平成26年5月27日から施行する。

出資・出捐者名簿

公益財団法人暴力団壊滅秋田県民会議

令和6年4月1日

区分	数	備考
県	1	
市町村	25	
民間	1145	※団体名、個人名は事業の性質上公表していません。

## 秋田県出資・出捐法人 役員名簿

法 人 名 : 公益財団法人暴力団壊滅秋田県民会議

時 点 : 令和6年7月1日

番号	役職名称	氏名	職名
1	理事長	斎藤 永吉	(株)北都銀行名誉顧問
2	専務理事	清水 秀昭	元県警職員
3	理事	太田 春海	(公社)秋田県防犯協会連合会会长
4	理事	田中 伸一	秋田弁護士会弁護士
5	理事	三杉 孝昌	(公社)秋田県トラック協会専務理事
6	理事	長門 孝一	(公社)秋田県宅地建物取引業協会専務理事
7	理事	辻 昭久	(協組)秋田県卸センター理事長
8	理事	近藤 悅応	秋田県農業協同組合中央会常務理事
9	理事	松山 智	(株)北都銀行理事・元県警職員
10	監事	伊藤 和美	(一社)秋田県銀行協会常務理事兼事務局長
11	監事	柳田 高人	秋田県商工会連合会専務理事
12	評議員	内村 和人	(一社)秋田県警備業協会顧問
13	評議員	鈴木 清	秋田市飲食店組合環境連合会会长
14	評議員	松岡 信吉	秋田県遊技業協同組合理事長
15	評議員	武田 勝	(公財)秋田県生活衛生営業指導センター専務理事
16	評議員	稻岡 敬弘	秋田県少年保護育成委員連絡協議会会长
17	評議員	新野 建臣	秋田県保護司会連合会会长
18	評議員	渡辺 雅人	(一社)秋田県建設業協会専務理事
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			

番号	役職名称	氏名	職名
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			
54			

# 令和6年度事業計画書

## 第1 事業推進の基本方針

- 暴力団排除思想の高揚を図るための活動の強化
- 事業に対する理解と協力の確保

## 第2 事業内容

事業名	事業内容
1 広報啓発活動 (第1号事業)	<p>(1) 暴力団壊滅秋田県民大会の開催 ア 暴排条例の周知を図り、県民各層の暴力団排除意識の高揚を図るため、警察をはじめ関係機関・団体等広く県民を結集し官民一体となった「第33回暴力団壊滅秋田県民大会」を開催する。 イ 県民大会開催について新聞広告掲載、ホームページ及び県内各市町村広報誌(紙)等を活用した広報啓発活動を実施する。</p> <p>(2) 暴力団排除思想の高揚 ア 暴力団等反社会的勢力からの被害防止を図るため、各種講習・キャンペーンのほか、機関誌(紙)やポスター・パンフレット等を活用し、潜在化・不透明化する暴力団の実態を広く県民に知らせ、暴力団排除思想の普及と高揚を図る。 イ FM秋田を活用した広報 (ア) FM秋田のラジオ番組を活用して広報を推進し、秋田県民会議の更なる知名度アップを図る。 (イ) FM秋田が作成するフリーペーパーを活用し、暴力団に関する相談フリーダイヤル電話を紹介し相談制度の周知と潜在被害者の掘り起こしを図るほか、併せて賛助会員募集を周知する。 ウ 郵便局窓口現金用封筒を活用した広報 郵宣東日本支社に発注し暴力相談フリーダイヤル電話等の広告を印刷した「郵便局窓口現金用封筒」を県内6郵便局(秋田中央局・土崎局・大館局・能代駅前局・大曲局・横手局)にて広報。 エ 新聞広告を活用した広報 秋田さきがけ新報の紙面に、暴力団に関する相談フリーダイヤル電話を紹介して相談制度の周知と潜在被害者の掘り起こしを図るほか、併せて賛助会員募集を周知して秋田県民会議の更なる知名度アップを図る。 オ 他機関広報誌(紙)等活用による広報 他機関広報誌(紙)への掲載依頼、不当要求防止責任者講習及び各種研修会(会合)等を活用して広報を推進し、相談制度の周知徹底及び秋田県民会議の更なる知名度アップを図る。</p> <p>(3) 県・市町村暴排条例の周知徹底 暴排条例の周知を図り、県民の暴力団排除意識を醸成する。</p> <p>(4) 各種契約に「暴排条項」導入の推進 不当要求防止責任者講習や関係機関・団体との連絡協議会等の機会を活用し、各種契約・約款等への暴排条項導入の支援活動を推進する。</p> <p>(5) ホームページの有効活用 ホームページの内容の充実を図り、効果的な広報啓発活動を推進する。</p> <p>(6) 賛助会員の拡大 事業活動に対する理解と協力を確保するための広報活動を推進するとともに賛助会員制度の周知を図り、賛助会員の維持・拡大を図り事業資金を確保に努める。</p>

事 業 名	事 業 内 容
2 暴力団員等による不当な行為の予防に関する活動 (第2号事業)	<p>(1) 不当な行為の予防に関する活動の支援 暴力団員等による不当な行為の予防に関する個人又は団体の活動を支援する。</p> <p>(2) 暴力追放推進委員の活動の活性化 暴力追放推進委員に対し、暴力団関係情報等の提供、研修会の開催及び助成金の交付等により活動の活性化を図る。</p> <p>(3) 関係機関・団体との連携の強化 警察や防犯協会等関係機関・団体との連携を強化し、効果的な支援活動を推進する。</p>
3 暴力相談活動 (第3号事業)	<p>(1) 暴力相談に対する専門性の発揮 民事介入暴力や不当要求行為に関する暴力相談を適切かつ迅速に行うため弁護士会の民事介入暴力対策委員会に所属する弁護士のほか、保護司、少年指導委員を暴力追放相談委員に委嘱するとともに、それぞれの専門的知識・経験を生かした相談活動を推進する。</p> <p>(2) 暴力相談への的確な対応 ア 多岐にわたる暴力相談に迅速に対応し、県民の不安を早期に除去するため関係機関・団体等の各相談窓口と緊密に連携し、的確な暴力相談の受理体制を確立する。 イ 各地区(ブロック別)毎に暴力相談所を開設して相談活動を推進する。</p> <p>(3) 「暴力相談」利用の促進 ホームページ、ラジオ番組、新聞広告等各種広報媒体を効果的に活用して暴力相談活動の周知を図り、利用の促進に努める。</p>
4 少年に対する暴力団の影響を排除する活動 (第4号事業)	<p>(1) 少年を暴力団から守るための活動 少年の健全育成を目指す関係機関・団体及び少年指導委員と連携を強化して、少年に対する暴力団の影響を排除し、少年の暴力団組織への加入阻止を図る。</p> <p>(2) 少年の被害を防止するための広報啓発活動 少年に触手を伸ばす暴力団の実態等について、各種広報媒体を活用して効果的に広報啓発活動を行い、県民の暴力団排除思想の高揚を図る。</p>
5 暴力団離脱者に対する支援活動 (第5号事業)	<p>(1) 関係機関・団体との連携による離脱支援活動 警察、国・県・市町村等行政機関、保護司会連合会等関係機関・団体と連携して、暴力団組員等に対する組織からの離脱の働きかけを支援する。</p> <p>(2) 協賛事業所との連携の強化 ア 協賛事業所を定期的に訪問して現況を把握するとともに、継続して離脱者の就労に対する理解と協力を求める。 イ 異脱者を雇用した事業所に対しては、速やかに雇用報奨金を支給するなど、継続した雇用先の確保に努める。</p> <p>(3) 異脱者、離脱希望者等に対する支援 離脱者及び離脱希望者に対しては個々面接と助言等による就労支援を実施し、生活基盤の安定を図る。</p>

事業名	事業内容
6 暴力団事務所使用差止請求の代行訴訟活動 (第6号事業)	(1) 住民等から委託を受け、暴力団事務所使用差止請求訴訟を実施する。  (2) 制度の周知徹底を図るための広報を実施する。
7 不当要求防止責任者講習の実施 (第7号事業)	(1) 県・市町村暴排条例の周知徹底 暴力団排除条例の周知を図り、県民の暴力団排除意識を醸成する。  (2) 「不当要求防止責任者講習」受講の促進 不当要求防止責任者講習について、ホームページへの掲示等各種広報媒体を利用した効果的な広報を行い、受講の促進を図る。  (3) 不当要求による被害防止体制の確立 企業及び行政機関の不当要求防止責任者に対して、最新の暴力団情勢に基づいた適切な対応の習得を重点とした不当要求防止責任者講習を計画的に実施し、被害防止体制の確立を図る。  (4) 不当要求防止責任者講習内容の充実 ア 受講者に対してアンケート調査を実施し、事後の講習の参考に資するほか、ニーズに対応した講習を実施する。 イ 弁護士等部外講師による講話及び視聴覚教材の活用等を取り入れた講習を実施する。
8 不当要求情報管理機関に対する援助 (第8号事業)	(1) 研修会への講師派遣等 不当要求行為による被害を防止するための研修会等に講師を派遣し、講習のほか、各種資料の提供及び必要な助言・指導に努める。  (2) 暴力団の活動状況等の情報提供 関係機関との連携を密にし、暴力団情勢及び暴力団員の活動状況等について情報提供する。  (3) 照会に対する回答 照会に対しては、迅速・的確に対応する。
9 被害者の救済・支援活動 (第9号事業)	(1) 暴力団事務所撤去運動等に対する支援 警察と連携した暴力団事務所撤去運動等に対し、助成金を交付するなど、自主的組織活動を支援する。  (2) 訴訟費用等の無利子貸付及び補助 暴力団等に対する訴訟費用及び損害に対する被害修復費用について、無利子貸付及び補助をする。  (3) 見舞金の支給及びカウンセラー等の派遣要請 暴力団犯罪の被害者に対して見舞金を支給するほか、必要に応じて関係機関に対し、カウンセラー等の派遣を要請する。
10 少年指導委員の活動に必要な研修等の実施 (第10号事業)	(1) 少年指導委員研修会等の実施 ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める「少年指導員」に対して、少年に対する暴力団の影響を排除するための活動に必要な知識・技能を習得させる研修会を開催し、暴力団関係情報及び暴排資料等を提供する。 イ 警察本部人身安全対策課と連携し、効果的な研修会を開催する。

事業名	事業内容
11 調査研究活動 (第11号事業)	<p>(1) 「秋田県民事介入暴力対策研究会」との連携強化 警察、弁護士会と連携し、民事介入暴力事案に関する情報交換及び調査研究を行い、各種相談及び支援事業等に活用する。</p> <p>(2) アンケート調査の実施 不当要求防止責任者講習等の機会を活用し、県民会議の事業活動に対する理解度、認知度及び意見・要望等を把握するためアンケート調査を実施し、事業活動に反映させる。</p> <p>(3) 調査・資料の収集活動 警察や全国暴力追放運動推進センター及び東北ブロック暴力追放運動推進センター等の会議等において、全国的な暴力団情報を探査・収集し、広報資料、相談事業等に活用することにより、暴力団情報を広く県民に提供する。</p>
12 その他	<p>(1) 理事会及び評議員会の開催 ア 当秋田県民会議の事業活動を健全に推進するため、定期に開催される理事会及び評議員会で事業報告を行い、その意見を求め事業を推進する。 イ 必要に応じて臨時理事会、臨時評議員会を開催する。</p> <p>(2) 暴力追放功労表彰の実施 暴力追放活動に功労があった個人及び団体に対して積極的に表彰を実施する。</p>

## 収支予算書総括表

令和6年4月1日～令和7年3月31日まで

公益財団法人 暴力団壊滅秋田県民会議

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	6,529,000	5,929,600	599,400
事業収益			
委託費	2,715,000	2,715,000	0
受取寄附金・賛助金			
受取賛助金	8,200,000	8,200,000	0
雑収益			
受取利息	0	0	0
雑収益	0	0	0
経常収益計	17,444,000	16,844,600	599,400
(2) 経常費用			
事業費			
役員報酬	13,174,300	12,755,200	419,100
給料手当	2,100,000	1,944,000	156,000
福利厚生費	3,254,400	3,107,900	146,500
研修会議費	885,400	922,200	△ 36,800
旅費交通費	105,800	132,700	△ 26,900
通信運搬費	409,500	349,100	60,400
消耗什器備品費	527,600	583,300	△ 55,700
消耗品費	10,000	10,000	0
修繕費	166,700	140,000	26,700
印刷製本費	91,000	68,600	22,400
啓発費	1,265,300	1,032,800	232,500
燃料費	1,599,500	1,553,450	46,050
光熱水料費	37,600	46,200	△ 8,600
賃借料	87,000	87,000	0
保険料	969,600	916,080	53,520
諸謝金	82,500	104,500	△ 22,000
租税公課	410,000	383,500	26,500
支払助成金	25,000	35,770	△ 10,770
支払給付金	460,000	462,000	△ 2,000
雑費	280,000	220,000	60,000
減価償却費	244,600	393,300	△ 148,700
管理費	162,800	262,800	△ 100,000
役員報酬	5,034,000	5,007,200	26,800
給料手当	900,000	1,296,000	△ 396,000
福利厚生費	1,989,600	1,416,200	573,400
会議費	470,900	476,800	△ 5,900
旅費交通費	12,700	13,100	△ 400
通信運搬費	80,700	80,600	100
消耗什器備品費	112,800	117,600	△ 4,800
	20,000	10,000	10,000

科 目	予 算 額	前 年 度 予 算 額	増 減
消耗品費	20,000	50,000	△ 30,000
修繕費	39,000	29,400	9,600
印刷製本費	26,000	20,900	5,100
燃料費	5,600	8,300	△ 2,700
光熱水料費	58,000	58,000	0
賃借料	457,400	437,400	20,000
保険料	25,700	31,300	△ 5,600
諸謝金	605,000	576,000	29,000
租税公課	14,000	17,800	△ 3,800
支払負担金	92,200	82,200	10,000
雑費	61,600	200,000	△ 138,400
減価償却費	42,800	85,600	△ 42,800
経常費用計	18,208,300	17,762,400	445,900
調整前当期経常増減額	△ 764,300	△ 917,800	153,500
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 764,300	△ 917,800	153,500
2 経常外増減の部			0
(1) 経常外収益			0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 764,300	△ 917,800	153,500
一般正味財産期首残高	16,496,059	17,413,859	△ 917,800
一般正味財産期末残高	15,731,759	16,496,059	△ 764,300
II 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	6,611,545	5,886,008	725,537
基本財産受取利息	6,611,545	5,886,008	725,537
一般正味財産への振替額	6,529,000	5,929,600	599,400
一般正味財産への振替額	6,529,000	5,929,600	599,400
当期指定正味財産増減額	82,545	△ 43,592	126,137
当期指定正味財産期首残高	581,754,480	581,798,072	△ 43,592
当期指定正味財産期末残高	581,837,025	581,754,480	82,545
III 正味財産期末残高	597,568,784	598,250,539	△ 681,755

## 収支予算書

令和6年4月1日～令和7年3月31日まで

公益財団法人 暴力団壊滅秋田県民会議

【公益目的事業会計】

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1, 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	3,264,500	2,964,800	299,700
事業収益			
委託費	2,715,000	2,715,000	0
受取寄附金・賛助金			
受取賛助金	6,560,000	6,560,000	0
雑収益			
受取利息	0	0	0
雑収益	0	0	0
経常収益計	12,539,500	12,239,800	299,700
(2) 経常費用			
事業費			
役員報酬	2,100,000	1,944,000	156,000
給料手当	3,254,400	3,107,900	146,500
福利厚生費	885,400	922,200	△ 36,800
研修会議費	105,800	132,700	△ 26,900
旅費交通費	409,500	349,100	60,400
通信運搬費	527,600	583,300	△ 55,700
消耗什器備品費	10,000	10,000	0
消耗品費	166,700	140,000	26,700
修繕費	91,000	68,600	22,400
印刷製本費	1,265,300	1,032,800	232,500
啓発費	1,599,500	1,553,450	46,050
燃料費	37,600	46,200	△ 8,600
光熱水料費	87,000	87,000	0
賃借料	969,600	916,080	53,520
保険料	82,500	104,500	△ 22,000
諸謝金	410,000	383,500	26,500
租税公課	25,000	35,770	△ 10,770
支払助成金	460,000	462,000	△ 2,000
支払給付金	280,000	220,000	60,000
雑費	244,600	393,300	△ 148,700
減価償却費	162,800	262,800	△ 100,000
経常費用計	13,174,300	12,755,200	419,100
調整前当期経常増減額	△ 634,800	△ 515,400	△ 119,400
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 634,800	△ 515,400	△ 119,400
2, 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			0

科 目	予 算 額	前 年 度 予 算 額	増 減
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 634,800	△ 515,400	△ 119,400
一般正味財産期首残高	9,678,519	10,193,919	△ 515,400
一般正味財産期末残高	9,043,719	9,678,519	△ 634,800
II 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	3,305,773	2,973,816	331,957
基本財産受取利息	3,305,773	2,973,816	331,957
一般正味財産への振替額	3,264,500	2,964,800	299,700
一般正味財産への振替額	3,264,500	2,964,800	299,700
当期指定正味財産増減額	41,273	△ 21,796	63,069
当期指定正味財産期首残高	290,877,240	290,899,036	△ 21,796
当期指定正味財産期末残高	290,918,513	290,877,240	41,273
III 正味財産期末残高	299,962,232	300,555,759	△ 593,527

## 収支予算書

令和6年4月1日～令和7年3月31日まで

公益財団法人 暴力団壊滅秋田県民会議

### 【法人会計】

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1, 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	3,264,500	2,964,800	299,700
事業収益			
委託費	0	0	0
受取寄附金・賛助金			
受取賛助金	1,640,000	1,640,000	0
雑収益			
受取利息	0	0	0
雑収益	0	0	0
経常収益計	4,904,500	4,604,800	299,700
(2) 経常費用			
管理費	5,034,000	5,007,200	26,800
役員報酬	900,000	1,296,000	△ 396,000
給料手当	1,989,600	1,416,200	573,400
福利厚生費	470,900	476,800	△ 5,900
会議費	12,700	13,100	△ 400
旅費交通費	80,700	80,600	100
通信運搬費	112,800	117,600	△ 4,800
消耗什器備品費	20,000	10,000	10,000
消耗品費	20,000	50,000	△ 30,000
修繕費	39,000	29,400	9,600
印刷製本費	26,000	20,900	5,100
燃料費	5,600	8,300	△ 2,700
光熱水料費	58,000	58,000	0
賃借料	457,400	437,400	20,000
保険料	25,700	31,300	△ 5,600
諸謝金	605,000	576,000	29,000
租税公課	14,000	17,800	△ 3,800
支払負担金	92,200	82,200	10,000
雑費	61,600	200,000	△ 138,400
減価償却費	42,800	85,600	△ 42,800
経常費用計	5,034,000	5,007,200	26,800
調整前当期経常増減額	△ 129,500	△ 402,400	272,900
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 129,500	△ 402,400	272,900
2, 経常外増減の部			0
(1) 経常外収益			0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			0

科 目	予 算 額	前 年 度 予 算 額	増 減
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 129,500	△ 402,400	272,900
一般正味財産期首残高	6,817,540	7,219,940	△ 402,400
一般正味財産期末残高	6,688,040	6,817,540	△ 129,500
II 指定正味財産増減の部	0	0	0
基本財産運用益	3,305,772	2,943,004	362,768
基本財産受取利息	3,305,772	2,943,004	362,768
一般正味財産への振替額	3,264,500	2,964,800	299,700
一般正味財産への振替額	3,264,500	2,964,800	299,700
当期指定正味財産増減額	41,272	△ 21,796	63,068
当期指定正味財産期首残高	290,877,240	290,899,036	△ 21,796
当期指定正味財産期末残高	290,918,512	290,877,240	41,272
III 正味財産期末残高	297,606,552	297,694,780	△ 88,228

## 收支予算書内訳表

令和6年4月1日～令和7年3月31日まで

公益財団法人 暴力団壊滅秋田県民会議

科目	公益目的事業会計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部			
1, 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	3,264,500	3,264,500	6,529,000
事業収益			
責任者講習受託収益	2,715,000	0	2,715,000
受取寄附金・賛助金			
受取賛助金	6,560,000	1,640,000	8,200,000
雑収益			
受取利息	0	0	0
雑収益	0	0	0
経常収益計	12,539,500	4,904,500	17,444,000
(2) 経常費用			
事業費	13,174,300		13,174,300
役員報酬	2,100,000		2,100,000
給料手当	3,254,400		3,254,400
福利厚生費	885,400		885,400
研修会議費	105,800		105,800
旅費交通費	409,500		409,500
通信運搬費	527,600		527,600
消耗什器備品費	10,000		10,000
消耗品費	166,700		166,700
修繕費	91,000		91,000
印刷製本費	1,265,300		1,265,300
啓発費	1,599,500		1,599,500
燃料費	37,600		37,600
光熱水料費	87,000		87,000
賃借料	969,600		969,600
保険料	82,500		82,500
諸謝金	410,000		410,000
租税公課	25,000		25,000
支払助成金	460,000		460,000
支払給付金	280,000		280,000
雑費	244,600		244,600
減価償却費	162,800		162,800
管理費		5,034,000	5,034,000
役員報酬		900,000	900,000
給料手当		1,989,600	1,989,600
福利厚生費		470,900	470,900
会議費		12,700	12,700
旅費交通費		80,700	80,700
通信運搬費		112,800	112,800
消耗什器備品費		20,000	20,000

科目	公益目的事業会計	法人会計	合計
消耗品費		20,000	20,000
修繕費		39,000	39,000
印刷製本費		26,000	26,000
燃料費		5,600	5,600
光熱水料費		58,000	58,000
賃借料		457,400	457,400
保険料		25,700	25,700
諸謝金		605,000	605,000
租税公課		14,000	14,000
支払負担金		92,200	92,200
雜費		61,600	61,600
減価償却費		42,800	42,800
経常費用計	13,174,300	5,034,000	18,208,300
調整前当期経常増減額	△ 634,800	△ 129,500	△ 764,300
評価損益等	0	0	0
当期経常増減額	△ 634,800	△ 129,500	△ 764,300
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 634,800	△ 129,500	△ 764,300
一般正味財産期首残高	9,678,519	6,817,540	16,496,059
一般正味財産期末残高	9,043,719	6,688,040	15,731,759
II 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	3,305,773	3,305,772	6,611,545
基本財産受取利息	3,305,773	3,305,772	6,611,545
一般正味財産への振替額	3,264,500	3,264,500	6,529,000
一般正味財産への振替額	3,264,500	3,264,500	6,529,000
当期指定正味財産増減額	41,273	41,272	82,545
指定正味財産期首残高	290,877,240	290,877,240	581,754,480
指定正味財産期末残高	290,918,513	290,918,512	581,837,025
III 正味財産期末残高	299,962,232	297,606,552	597,568,784

法人名 (公財)暴力団壊滅秋田県民会議

②令和 5 年度計算書類等

法人所管課 警・組織犯罪対策課

**財産目録**  
令和6年3月31日現在

公益財団法人 暴力団撲滅秋田県民会議

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)				
	普通預金	秋田銀行本店 (通帳:357877) 秋田銀行本店 (通帳:357916) 北都銀行本店 (通帳:788755) JA秋田なまはげ 農協ビル支店 (通帳:3964388)	運転資金として	7,400,326 5,735,299 0 1,511,234 153,793 168,000 108,820 59,180 1,048
	前払金	あきた芸術劇場ミルハス	令和6年9月県民会議会館使用料	168,000
	貯蔵品	公益財団法人全国防犯協会連合会 2円1枚/10円5枚 84円9枚/120円2枚	令和6年度団体傷害保険料 未使用切	108,820 59,180 1,048
流動資産合計				7,569,374
(固定資産)				
基本財産	定期預金 投資有価証券	野村證券 第9回 利付国債 野村證券 第144回 利付国債 大和証券 第60回 電源開発債 大和証券 第11回 東京電力パワーリット債 大和証券 第48回 東京電力パワーリット債 日興證券 第74回 利付国債Ⅰ 東海東京証券 第74回 利付国債Ⅱ 秋田銀行本店 (通帳:755767)	公益目的保有財産 運用益を公益目的事業の財源として50%、 管理運営費に50%使用している。	0 576,988,175 99,829,148 150,630,547 100,000,000 50,000,000 100,000,000 47,330,936 28,197,544 1,202,201
基本財産合計				577,190,376
特定資産	暴力団排除活動推進資産 運用資金積立資産 被害者支援積立資産	秋田銀行本店 (通帳:1056980) 秋田銀行本店 (通帳:291324) 秋田銀行本店 (通帳:291332)	組事務所使用差止請求訴訟事案に関する 費用として管理されている預金。 公益目的保有財産 運用益を公益目的事業の財源として50%、 管理運営費に50%使用している。	5,000,000 5,000,000 5,195,811 5,195,811 2,564,711 2,564,711
特定資産合計				12,760,522
その他 固定資産	車両運搬具 什器備品1 什器備品2 電話加入権	トヨタカローラ (令和4年1月) ノートパソコン (平成25年) 暴力団検索システム2 (令和4年) 2台分 (824-8989 - 824-8500)	公益目的保有財産 公益目的事業の用に70%、管理運営の用 に30%供している。 公益目的事業の用に100%供している。 公益目的事業の用に70%、管理運営の用 に30%供している。	142,463 1 204,882 149,968
その他固定資産合計				497,314
固定資産合計				590,448,212
資産合計				598,017,586
(流動負債)				
	未払金	日本年金機構秋田年金事務所に対する未払額 日本年金機構秋田年金事務所に対する未払額 ソフトバンク(株)に対する未払額 日本ゲーディシステム(株)に対する未払い額 NTTぷららに対する未払額 日本郵便(株)に対する未払額 那波伊四郎商店に対する未払額 那波伊四郎商店に対する未払額 秋田県警察本部(県知事)に対する未払額	社会保険料(2月分) 社会保険料(3月分) 電話使用料(相談用)(3月分) 電話使用料(3月分) インターネット使用料(3月分) 郵便費(3月分) コピー使用料(3月分) BBバックセレクト(3月分) 庁舎使用光熱水料費(3月分)	207,417 57,997 57,670 3,810 9,309 4,180 1,568 37,241 3,828 31,814 112,903 56,615 56,288
	預り金	社会保険料被保険者負担分(2名) 社会保険料被保険者負担分(2名)	社会保険料(2月分) 社会保険料(3月分)	320,320 0
流動負債合計				0
(固定負債)				
固定負債合計				0
負債合計				320,320
正味財産				597,697,266

# 令和5年度事業報告書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日までの間)

## 第1 事業推進の基本方針

- 暴力団排除思想の高揚を図るための活動の強化
- 事業に対する理解と協力の確保

## 第2 事業内容

事業名	事業内容
1 第1号事業 (広報啓発活動)	<p>(1) 暴力団壊滅秋田県民大会の開催 県民各層の暴力団排除意識の高揚を図るため、官民一体となり「第32回暴力団壊滅秋田県民大会」を開催。開催に先立ち県内全市町村の広報誌に掲載依頼。</p> <p>ア 9月4日(月)、あきた芸術劇場ミルハス中ホールで開催し、一般客を含め関係者約400人参加《会長代理、副会長、顧問、理事長、評議員長、監事、専務理事、理事、評議員等が参加》</p> <p>イ 表彰</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・理事長感謝状 2個人(当法人前理事)</li><li>・東北ブロック暴排活動功労表彰 2個人</li><li>・県暴排活動功労表彰 12個人</li></ul> <p>エ 祝辞等</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・秋田県警察本部長 森田正敏氏</li><li>・副知事 神部秀行氏</li><li>・県議会議長 北林丈正氏</li><li>・秋田県公安委員会委員長 遠藤優子氏</li></ul> <p>オ 大会宣言の発声</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・秋田市副市長 柿崎武彦氏</li></ul> <p>カ 特別講演</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・株式会社プラウブリッツ秋田 代表取締役社長 岩瀬浩介氏</li></ul> <p>(2) 暴力団排除思想の高揚</p> <p>ア 広報啓発活動</p> <p>(ア) 秋田さきがけ新報紙面を活用した広報 暴力相談フリーダイヤル電話・相談制度周知・潜在被害者掘り起こし・賛助会員募集を広告し、県民の暴力団排除意識醸成を図った。 (9月29日、2月21日、3月25日) 特殊詐欺防止に係るのぼり旗を秋田県警察に寄贈し、広報した。 (12月4日)</p> <p>(イ) FM秋田を活用した広報 (通年) ・ FM秋田の毎週土曜日の番組が終了後の午前11時55分に暴力相談等に関するコマーシャルで、潜在被害者掘り起こし、県民の暴力団排除意識醸成を図った。 ・ FM秋田フリーペーパー「秋田を遊ぼう(県全域ロードマップ付き)」に、暴力相談フリーダイヤル電話・相談制度周知・潜在被害者掘り起こし・賛助会員募集を広告。 (4月、7月、9月、12月の各月に2万部発行)</p> <p>(ウ) 郵便局窓口現金用封筒を活用した広報 (通年) 暴力相談フリーダイヤル電話等広告掲載の「郵便局窓口現金用封筒」を郵宣東日本支社と再契約し県内6郵便局(秋田中央局、土崎局、大館局、能代駅前局、大曲局、横手局)に配置。 (11月6日契約7,000枚)</p>

事業名	事業内容	
	<b>イ 機関誌(紙)等の作成・配布</b> <b>【作成】</b>	
(ア) 全国センターだより (春106号、夏107号、秋108号、冬109号)	各90部	
(イ) 不当要求防止責任者教本(令和5年版)	4月	750部
(ウ) リーフレット暴力団壊滅秋田県民会議の活動	6月	2,000部
(エ) 機関紙「あきた県民会議 J o h o」	239号～250号	
(オ) 機関紙「あきた県民会議だよりAOCvol. 50」	11月	1,400部
<b>【配布】</b>		
(ア) 全国センターだより 106号～109号 役員、相談委員、警察関係者等 県民ホールパンフレットスタンド	各80部 各10部	
(イ) 不当要求防止責任者教本 〈令和4年版〉不当要求防止責任者講習 〈令和5年版〉不当要求防止責任者講習	5月～6月	200部 271部
(ウ) リーフレット公益財団法人暴力団壊滅秋田県民会議の活動 〈令和4年版〉不当要求防止責任者講習 〈令和5年版〉不当要求防止責任者講習 県民ホールパンフレットスタンド	5月～6月 7月～9月	200部 271部 10部
(エ) 機関紙「あきた県民会議 J o h o」239号～250号 賛助会員等 その他	Eメール配信6回 ホームページ掲載	
(オ) 機関紙「あきた県民会議だよりAOCvol. 50」 役員、相談委員、警察関係者、賛助会員等 暴力団離脱者社会復帰支援連絡会 県民ホールパンフレットスタンド	1月	600部 18部 10部
<b>ウ 暴排資料等の作成・配布</b> <b>【作成】</b>		
(ア) 暴力団離脱者社会復帰支援チラシ(無償入手) パンフレット青少年を暴力団から守るためのQ&A 暴排ポスター 暴力団情勢と対策 <2023年版> 県民大会景品(万年カレンダー) 暴力団情勢と対策 <2023年版>	4月 2,000枚 5月 500部 5月 580部 6月 2,300部 8月 400個 3月 200部	
<b>【配布】</b>		
(ア) 暴力団情勢と対策 <2022年版> 賛助会員 組織犯罪対策課 不当要求防止責任者講習 相談関係機関連絡協議会ネットワーク委員会	4月 660部 5月 15部 5月～6月 200部 7月4日 25部	
(イ) 暴力団離脱者社会復帰支援チラシ 不当要求防止責任者講習 相談関係機関連絡協議会ネットワーク委員会 県民ホールパンフレットスタンド 不当要求防止責任者講習 暴力追放推進委員会研修会 離脱者等支援協賛事業所 暴力団離脱者支援対策連絡会	5月～9月 471枚 7月4日 25部 6月 10部 10月～12月 271部 11月 740部 12月 24部 2月 20部	

事業名	事業内容																																																																																																									
	<p>(イ) パンフレット青少年を暴力団から守るためのQ &amp; A</p> <table border="1"> <tr><td>不当要求防止責任者講習</td><td>5月～9月</td><td>471枚</td></tr> <tr><td>県民ホールパンフレットスタンド</td><td>6月</td><td>10部</td></tr> <tr><td>不当要求防止責任者講習</td><td>10月～12月</td><td>271部</td></tr> </table> <p>(エ) 暴排ポスター</p> <table border="1"> <tr><td>公共機関・金融機関等</td><td>6月</td><td>310枚</td></tr> <tr><td>県警察組織犯罪対策課</td><td>6月</td><td>200枚</td></tr> <tr><td>県警察本部守衛室</td><td>6月</td><td>1枚</td></tr> <tr><td>事務局前</td><td>6月</td><td>1枚</td></tr> </table> <p>(オ) 暴力団情勢と対策 &lt;2023年版&gt;</p> <table border="1"> <tr><td>組織犯罪対策課</td><td>8月</td><td>15部</td></tr> <tr><td>不当要求防止責任者講習</td><td>7月～9月</td><td>271部</td></tr> <tr><td>県民ホールパンフレットスタンド</td><td>7月</td><td>10部</td></tr> <tr><td>不当要求防止責任者講習</td><td>10月～12月</td><td>271部</td></tr> <tr><td>不当要求行為に係る意見交換会(国交省)</td><td>11月</td><td>30部</td></tr> <tr><td>警務部主催 被害者支援連絡協議会</td><td>11月</td><td>30部</td></tr> <tr><td>秋田県証券警察連絡協議会</td><td>11月</td><td>30部</td></tr> <tr><td>暴力団追放推進委員研修会</td><td>11月</td><td>740部</td></tr> <tr><td>秋田県民事介入暴力対策研究会</td><td>12月</td><td>10部</td></tr> <tr><td>秋田市ホテル旅館宴会施設・警察連絡協議会</td><td>2月</td><td>20部</td></tr> <tr><td>暴力団離脱者支援対策連絡会</td><td>2月</td><td>20部</td></tr> <tr><td>秋田県不当要求防止連絡会</td><td>3月</td><td>20部</td></tr> </table> <p>(カ) 民暴相談のしおり</p> <table border="1"> <tr><td>不当要求防止責任者講習</td><td>5月～9月</td><td>471枚</td></tr> <tr><td>相談関係機関連絡協議会ネットワーク委員会</td><td>7月4日</td><td>25部</td></tr> <tr><td>県民ホールパンフレットスタンド</td><td>6月</td><td>10部</td></tr> <tr><td>不当要求防止責任者講習</td><td>10月～12月</td><td>271部</td></tr> </table> <p>(キ) 秋田県暴力団排除条例チラシ</p> <table border="1"> <tr><td>不当要求防止責任者講習</td><td>5月～9月</td><td>471枚</td></tr> <tr><td>相談関係機関連絡協議会ネットワーク委員会</td><td>7月4日</td><td>25部</td></tr> <tr><td>県民ホールパンフレットスタンド</td><td>6月</td><td>10部</td></tr> <tr><td>不当要求防止責任者講習</td><td>10月～12月</td><td>271部</td></tr> </table> <p>(ク) 機関誌「あきた県民会議だより A O C vol. 4 9」</p> <table border="1"> <tr><td>不当要求防止責任者講習</td><td>5月～9月</td><td>471枚</td></tr> <tr><td>相談関係機関連絡協議会ネットワーク委員会</td><td>7月4日</td><td>25部</td></tr> <tr><td>不当要求防止責任者講習</td><td>10月～12月</td><td>271部</td></tr> </table> <p>(ケ) 「不当要求防止責任者選任事業所」ステッカー</p> <table border="1"> <tr><td>不当要求防止責任者講習 希望者</td><td>5月～9月</td><td>200枚</td></tr> <tr><td>不当要求防止責任者講習 希望者</td><td>10月～12月</td><td>20枚</td></tr> </table> <p>(コ) 万年暦(県民大会景品)</p> <table border="1"> <tr><td>第32回暴力団壊滅県民大会</td><td>9月4日</td><td>400部</td></tr> </table> <p>(サ) 暴追ウエットシート</p> <table border="1"> <tr><td>第32回暴力団壊滅県民大会</td><td>9月4日</td><td>100部</td></tr> </table>	不当要求防止責任者講習	5月～9月	471枚	県民ホールパンフレットスタンド	6月	10部	不当要求防止責任者講習	10月～12月	271部	公共機関・金融機関等	6月	310枚	県警察組織犯罪対策課	6月	200枚	県警察本部守衛室	6月	1枚	事務局前	6月	1枚	組織犯罪対策課	8月	15部	不当要求防止責任者講習	7月～9月	271部	県民ホールパンフレットスタンド	7月	10部	不当要求防止責任者講習	10月～12月	271部	不当要求行為に係る意見交換会(国交省)	11月	30部	警務部主催 被害者支援連絡協議会	11月	30部	秋田県証券警察連絡協議会	11月	30部	暴力団追放推進委員研修会	11月	740部	秋田県民事介入暴力対策研究会	12月	10部	秋田市ホテル旅館宴会施設・警察連絡協議会	2月	20部	暴力団離脱者支援対策連絡会	2月	20部	秋田県不当要求防止連絡会	3月	20部	不当要求防止責任者講習	5月～9月	471枚	相談関係機関連絡協議会ネットワーク委員会	7月4日	25部	県民ホールパンフレットスタンド	6月	10部	不当要求防止責任者講習	10月～12月	271部	不当要求防止責任者講習	5月～9月	471枚	相談関係機関連絡協議会ネットワーク委員会	7月4日	25部	県民ホールパンフレットスタンド	6月	10部	不当要求防止責任者講習	10月～12月	271部	不当要求防止責任者講習	5月～9月	471枚	相談関係機関連絡協議会ネットワーク委員会	7月4日	25部	不当要求防止責任者講習	10月～12月	271部	不当要求防止責任者講習 希望者	5月～9月	200枚	不当要求防止責任者講習 希望者	10月～12月	20枚	第32回暴力団壊滅県民大会	9月4日	400部	第32回暴力団壊滅県民大会	9月4日	100部			
不当要求防止責任者講習	5月～9月	471枚																																																																																																								
県民ホールパンフレットスタンド	6月	10部																																																																																																								
不当要求防止責任者講習	10月～12月	271部																																																																																																								
公共機関・金融機関等	6月	310枚																																																																																																								
県警察組織犯罪対策課	6月	200枚																																																																																																								
県警察本部守衛室	6月	1枚																																																																																																								
事務局前	6月	1枚																																																																																																								
組織犯罪対策課	8月	15部																																																																																																								
不当要求防止責任者講習	7月～9月	271部																																																																																																								
県民ホールパンフレットスタンド	7月	10部																																																																																																								
不当要求防止責任者講習	10月～12月	271部																																																																																																								
不当要求行為に係る意見交換会(国交省)	11月	30部																																																																																																								
警務部主催 被害者支援連絡協議会	11月	30部																																																																																																								
秋田県証券警察連絡協議会	11月	30部																																																																																																								
暴力団追放推進委員研修会	11月	740部																																																																																																								
秋田県民事介入暴力対策研究会	12月	10部																																																																																																								
秋田市ホテル旅館宴会施設・警察連絡協議会	2月	20部																																																																																																								
暴力団離脱者支援対策連絡会	2月	20部																																																																																																								
秋田県不当要求防止連絡会	3月	20部																																																																																																								
不当要求防止責任者講習	5月～9月	471枚																																																																																																								
相談関係機関連絡協議会ネットワーク委員会	7月4日	25部																																																																																																								
県民ホールパンフレットスタンド	6月	10部																																																																																																								
不当要求防止責任者講習	10月～12月	271部																																																																																																								
不当要求防止責任者講習	5月～9月	471枚																																																																																																								
相談関係機関連絡協議会ネットワーク委員会	7月4日	25部																																																																																																								
県民ホールパンフレットスタンド	6月	10部																																																																																																								
不当要求防止責任者講習	10月～12月	271部																																																																																																								
不当要求防止責任者講習	5月～9月	471枚																																																																																																								
相談関係機関連絡協議会ネットワーク委員会	7月4日	25部																																																																																																								
不当要求防止責任者講習	10月～12月	271部																																																																																																								
不当要求防止責任者講習 希望者	5月～9月	200枚																																																																																																								
不当要求防止責任者講習 希望者	10月～12月	20枚																																																																																																								
第32回暴力団壊滅県民大会	9月4日	400部																																																																																																								
第32回暴力団壊滅県民大会	9月4日	100部																																																																																																								
	<p>エ 暴排D V Dの無償入手 全国暴追センターから「選択 暴排に向けて」5本 (4月)</p> <p>オ 民間の自主的組織活動の支援</p> <p>(ア) 各地区暴力追放運動推進委員会に、活動に必要な資料を提供。 (随時)</p>																																																																																																									

事 業 名	事 業 内 容				
イ 不当要求被害防止DVDの貸出状況					
(ア) 大館地区委員会	「訣別のとき」等3本	6月			
(イ) 鹿角地区委員会	「教訓」等2本	6月			
(ウ) 秋田東地区委員会	「暴排の標」	6月			
(エ) 秋田公共職業安定所 「不当要求対策」		7月			
(オ) 秋田公共職業安定所 「不当要求対策」		8月			
(カ) 秋田公共職業安定所 「不当要求対策」		9月			
(キ) 国交省秋田河川事務所 「絶対に負けませんⅡ」		11月			
(ク) (株)国際パトロール 「その時どうする」他1本		12月			
(ケ) 湯沢市役所皆瀬総合支所 「絶対に負けませんⅡ」他2本		2月			
ウ 不当要求対策DVDの活用 大阪府暴力追放推進センターから購入したDVD「不当要求対策」を不当要求防止責任者講習で視聴覚講習に活用。		(5月～12月)			
(2) 暴力追放推進委員の活動の活性化					
ア 暴力追放推進委員の委嘱	第15期暴力追放推進委員(任期：令和6年3月31日まで)に県内14地区231人を理事長が委嘱(令和4年4月1日)。 任期途中7名死亡・1名辞任。期中に2名新規委嘱。 委嘱数225人。				
イ 活動支援金の交付	上記1(2)オ(イ)のとおり				
ウ 暴力団情報・資料の提供、暴力追放推進委員研修会の開催	各地区暴力追放推進委員会に、活動に必要な資料を提供 (上記1(2)オ(ア)のとおり)				
エ 暴力追放推進委員の委嘱準備	第16期暴力追放推進委員(任期：令和6年4月1日～令和7年3月31日まで)県内14地区に推薦依頼				
(3) 関係機関・団体との連携の強化と暴排資料の提供					
ア 秋田県街商協会定例総会《専務理事》	(4月3日)				
イ 相談委員・講習担当者研修会《常勤相談委員》	(4月20日)				
ウ 秋田県銀行警察連絡協議会総会(書面表決)《専務理事》	(4月21日)				
エ 秋田県遊技業組合通常総会《専務理事》	(5月26日)				
オ 秋田県相談関係機関連絡協議会相談ネットワーク委員会《専務理事》	(7月4日)				
カ 秋田県街商協会定例総会《専務理事》	(10月17日)				
キ 秋田県被害者支援連絡協議会《専務理事》	(11月7日)				
ク 不当要求行為に係る意見交換会《専務理事》	(11月8日)				
ケ 秋田県証券警察連絡協議会《専務理事》	(11月10日)				
コ 暴力団追放推進委員研修会《専務理事・事務局長》	(11月28日)				
サ 秋田県民事介入暴力対策研究会《専務理事》	(12月8日)				
シ 秋田市ホテル旅館宴会施設・警察連絡協議会《専務理事》	(2月1日)				
ス 秋田県不当要求防止連絡会《専務理事》	(3月5日)				

事業名	事業内容
	<p>(1) 活動支援金の交付 各地区暴力追放推進委員会(委嘱数14地区225人)に、活動支援金(暴追委員1名につき2,000円)を交付。 (9月)</p> <p>カ 県民ホールパンフレットスタンド等への暴排資料の提供 警察本部県民ホール設置の県民会議パンフレットスタンド及び事務局窓口に、来庁者用暴排資料を提供(上表のとおり)。</p> <p>キ 特別警戒出動式 秋田拠点センターアルベキラメキ広場で開催の秋田県警察主催「年末年始特別警戒出動式」に出席 (12月7日)</p> <p>(3) 県・市町村暴排条例の周知徹底 不当要求防止責任者講習時に「県暴排条例」及び「企業が暴力団等反社会的勢力による被害を防止するための指針(政府指針)」を解説。 (25回742人)</p> <p>(4) 各種契約に「暴排条項」の導入を推奨 不当要求防止責任者講習時、各種連絡協議会及び相談時に、約款・契約等への暴排条項導入及び契約時における「確認・確約書」提出の導入を推奨。 (通年)</p> <p>(5) ホームページの有効活用 ア ホームページの内容を随時更新し、充実した広報啓発を推進。 イ 主な掲載内容 当法人主催行事や暴排活動等の紹介など内容の充実、随時情報提供を実施。 (ア) 事業内容、組織構成、財務概要、情報開示、賛助会員募集 (イ) 不当要求防止責任者講習 流れ・開催日時・会場等 (ウ) 不当要求被害防止DVD(無料貸出用)一覧表 (エ) 企業が暴力団等反社会的勢力による被害を防止するための指針 (オ) 暴力団壊滅秋田県民大会開催状況 (カ) 暴力追放功労者表彰 (キ) 県民会議機関紙J o h o</p> <p>(6) 賛助会員の拡大 ア 不当要求防止責任者講習や各種会合等でリーフレット「公益財団法人暴力団壊滅秋田県民会議の活動」等を配布し募集広報実施。 イ ホームページ、パンフレット及び各種会合等を活用し募集広報を実施。 ウ 賛助会員数(令和6年3月31日現在) (ア) 賛助会員数 645企業、28個人(794.5口:個人30.5口) (イ) 賛助金納入状況 622企業 25個人で、769.5万円 (納入後の退会が4企業4口、個人1人1口) 未納は23企業、3個人、33万円 (4月、10月に納入依頼文書を郵送している。)</p>
2 第2号事業 (暴力団員等による不当な行為の予防に関する活動)	<p>(1) 不当な行為の予防に関する活動の支援 ア 予防活動等に関する暴排資料の提供 (ア) 機関紙「あきた県民会議 J o h o」の発行 (上表のとおり) (イ) 暴排チラシ、パンフレット等を提供 (上表のとおり)</p>

事業名	事業内容																																																				
3 第3号事業 (暴力相談活動)	<p>(1) 暴力相談に対する専門性の発揮      ア 理事長が、今年度の暴力追放相談委員(任期：令和6年3月31日まで)に、弁護士10名、保護司5名、少年指導員4名を委嘱(4月1日)。      イ 暴力追放相談委員1人(警察OB)が当法人職員として常勤。      ウ 暴力追放相談委員(代行兼務)1人(警察OB)が当法人職員として常勤。      エ 秋田弁護士会と連携し、暴力追放相談委員に委嘱した弁護士を方面別・月別に指定し、迅速な相談体制を確立。</p> <p>(2) 暴力相談への的確な対応      ア 毎月の担当弁護士(秋田弁護士会で指定)による無料相談所を継続開設。      イ 不当要求防止責任者講習会場に「巡回暴力相談所」を開設。      取扱なし。      (5月～12月)      ウ 相談活動実施状況(令和5年4月1日～令和6年3月31日)      (ア) 相談受理件数 71件 (前年比-12件)      (イ) 相談対象       <table border="1"> <tr><td>企 業</td><td>53件</td><td>(前年比-11)</td></tr> <tr><td>行 政</td><td>11件</td><td>(前年比+1)</td></tr> <tr><td>その他の</td><td>7件</td><td>(前年比-2)</td></tr> </table>       (ウ) 相談種別       <table border="1"> <tr><td>離脱・勧誘・加入強要関係相談</td><td>2件</td></tr> <tr><td>暴力的不当行為</td><td>0件</td></tr> <tr><td>刑罰法令に関する相談</td><td>0件</td></tr> <tr><td>刑罰法令以外の行為</td><td>3件</td></tr> <tr><td>暴対法に関する相談</td><td>2件</td></tr> <tr><td>(センター事業0件、その他0件)</td><td></td></tr> <tr><td>その他の暴力関係</td><td>64件</td></tr> <tr><td>(反社勢力関係照会等)</td><td></td></tr> </table>       (エ) 相談内容の対象暴力団等       <table border="1"> <tr><td>指定暴力団</td><td>1件</td><td>(その他の組織 2件)</td></tr> <tr><td>準構成員等</td><td>0件</td><td></td></tr> <tr><td>その他</td><td>68件</td><td></td></tr> </table>       (オ) 処理状況       <table border="1"> <tr><td>解決</td><td>69件</td></tr> <tr><td>引継ぎ</td><td>2件</td></tr> <tr><td>継続処理中</td><td>0件</td></tr> </table>       (カ) 相談者の業種別       <table border="1"> <tr><td>行政</td><td>11件</td></tr> <tr><td>金融・保険業</td><td>16件</td></tr> <tr><td>警備業</td><td>29件</td></tr> <tr><td>不動産業</td><td>5件</td></tr> <tr><td>その他(飲食店等)</td><td>9件</td></tr> <tr><td>無職</td><td>1件</td></tr> </table> </p>	企 業	53件	(前年比-11)	行 政	11件	(前年比+1)	その他の	7件	(前年比-2)	離脱・勧誘・加入強要関係相談	2件	暴力的不当行為	0件	刑罰法令に関する相談	0件	刑罰法令以外の行為	3件	暴対法に関する相談	2件	(センター事業0件、その他0件)		その他の暴力関係	64件	(反社勢力関係照会等)		指定暴力団	1件	(その他の組織 2件)	準構成員等	0件		その他	68件		解決	69件	引継ぎ	2件	継続処理中	0件	行政	11件	金融・保険業	16件	警備業	29件	不動産業	5件	その他(飲食店等)	9件	無職	1件
企 業	53件	(前年比-11)																																																			
行 政	11件	(前年比+1)																																																			
その他の	7件	(前年比-2)																																																			
離脱・勧誘・加入強要関係相談	2件																																																				
暴力的不当行為	0件																																																				
刑罰法令に関する相談	0件																																																				
刑罰法令以外の行為	3件																																																				
暴対法に関する相談	2件																																																				
(センター事業0件、その他0件)																																																					
その他の暴力関係	64件																																																				
(反社勢力関係照会等)																																																					
指定暴力団	1件	(その他の組織 2件)																																																			
準構成員等	0件																																																				
その他	68件																																																				
解決	69件																																																				
引継ぎ	2件																																																				
継続処理中	0件																																																				
行政	11件																																																				
金融・保険業	16件																																																				
警備業	29件																																																				
不動産業	5件																																																				
その他(飲食店等)	9件																																																				
無職	1件																																																				

事業名	事業内容
	(3) 「暴力相談」利用の促進 ア ホームページによる広報 上記「第1号事業(広報啓発活動)」に記載のとおり イ 秋田さきがけ新報紙面を活用した広報 上記「第1号事業(広報啓発活動)」に記載のとおり ウ FM秋田を活用した広報 上記「第1号事業(広報啓発活動)」に記載のとおり エ 郵便局窓口現金用封筒を活用した広報 上記「第1号事業(広報啓発活動)」に記載のとおり オ 各種会合等における広報 上記「第1号事業(広報啓発活動)」に記載のとおり カ 不当要求防止責任者講習における広報 リーフレット「公益財団法人暴力団壊滅秋田県民会議の活動」等を配布し広報。 キ 他機関紙(誌)への広報依頼 「ふきのとうホットライン」等秋田県等発行のリーフレットに「暴力相談窓口」の掲載を依頼。 (4月)
4 第4号事業 (少年に対する暴力団の影響を排除する活動)	(1) 少年を暴力団から守るための活動 (4月) 理事長が、今年度の暴力追放相談委員(任期：令和6年3月31日まで)に、弁護士10名、保護司5名、少年指導員4名を委嘱し、少年相談への対応体制を構築し、関係 機関・団体と連携強化。 (2) 少年の被害を防止するための広報啓発活動 不当要求防止責任者講習受講者の学校関係者(高等学校及び教育委員会関係者)や子どもを持つ親に対し「青少年を暴力団から守るためのQ & A」を配布し、生徒指導及び監護への活用を図るため有効活用。 (5月～12月 25回 配付状況上表のとおり)
5 第5号事業 (暴力団離脱者に対する支援活動)	(1) 関係機関・団体との連携による離脱者支援活動 ア 秋田県警察被害回復兼社会復帰アドバイザーと連携し、刑務所服役者に対する指導状況の把握及びその他暴力団員からの離脱相談等の把握。 (通年) イ 秋田県街商協会と情報交換及び協力要請を実施。 (通年) (2) 協賛事業所との連携強化 ア 県内協賛事業所を訪問し、離脱者就労に対する理解と協力要請を実施。 (通年) イ 雇用報奨金の支給は、取扱いなし。 (3) 離脱希望者等に対する支援 6月1日、受刑者から離脱・就労希望の封書を受理。時期的に理事会・評議員会と重なったため、6月30日に秋田刑務所で面会、意思確認。県警察組織犯罪対策課に引継ぎ。離脱した後は、就労支援予定。
6 第6号事業 (暴力団事務所使用差止請求の代行訴訟活動)	(1) 制度の周知徹底を図るための広報 ア ホームページへの掲載。 イ リーフレット「公益財団法人暴力団壊滅秋田県民会議の活動」による広報を実施。 ウ チラシ等暴排資料による広報を実施。 エ 会議、講習会等を活用した広報 関係機関との会議、不当要求防止責任者講習等においてリーフレット及びチラシ等を配布し広報を実施。 (2) 暴力団事務所使用差止請求代行訴訟活動 取扱いなし。

事業名	事業内容																																					
7 第7号事業 (不当要求防止責任者講習の実施)	<p>(1) 秋田弁護士会及び県警察と不当要求防止責任者講習関係意見交換 4月26日(水)、秋田弁護士会館において、今年度の不当要求責任者講習のあり方を意見交換。</p> <p>(2) 県・市町村暴排条例の周知徹底 不当要求防止責任者講習時に「県暴排条例」及び「企業が暴力団等反社会的勢力による被害を防止するための指針」(政府指針)を解説。 (25回742人)</p> <p>(3) 「不当要求防止責任者講習」受講の促進 ア ホームページ及びリーフレット「公益財団法人暴力団壊滅秋田県民会議の活動」に責任者講習の受講申込方法、開催日程表等を掲載し、受講促進を実施。 イ 県警察組織犯罪対策課と連携し、受講経歴者・受講希望者に受講案内を送付。</p> <p>(4) 不当要求による被害防止体制の確立 不当要求防止責任者講習では、「不当要求防止責任者教本」を受講者全員に配布、不当要求被害防止対応DVD等を活用し、責任者の役割、対応のための基本的心構え、具体的対応要領、職場での対応マニュアル作成等を教示し、被害防止体制確立の重要性を訴えた。</p> <p>(5) 不当要求防止責任者講習内容の充実 ア アンケート調査結果を踏まえた講習内容 (5月～12月) (ア) 不当要求防止責任者講習の都度アンケート調査を実施し その結果を次の講習に反映させ充実化。 (イ) 弁護士による暴力団等反社会的勢力への対応要領の講話を実施。 (ウ) 県警察組織犯罪対策課アドバイザーによる暴力団情勢等の講話を実施。 (エ) 不当要求被害防止DVD「不当要求対策」により視聴覚講習、併せて職場でのマニュアル作りに資するための事例に基づいた講習を実施。</p> <p>イ 講習の実施状況 (令和5年5月19日～同年12月14日) (ア) 実施回数 25回 県内9会場で実施</p> <table border="1"> <tr> <td>秋田市9回</td> <td>鹿角市1回</td> <td>大館市3回</td> </tr> <tr> <td>能代市2回</td> <td>由利本荘市3回</td> <td>大仙市3回</td> </tr> <tr> <td>横手市3回</td> <td>湯沢市1回</td> <td></td> </tr> </table> <p>(イ) 講習受講人員 742人(昨年比+20人) 選任時講習 403人 定期講習 339人</p> <p>(ウ) 講習受講者職種別</p> <table border="1"> <tr> <td>金融・保険業</td> <td>205人</td> <td>娯楽業</td> <td>42人</td> </tr> <tr> <td>建設・不動産業</td> <td>102人</td> <td>製造業</td> <td>23人</td> </tr> <tr> <td>運輸・運送業</td> <td>18人</td> <td>警備業</td> <td>9人</td> </tr> <tr> <td>販売業</td> <td>89人</td> <td>医療機関</td> <td>32人</td> </tr> <tr> <td>旅館ホテル業</td> <td>9人</td> <td>公務所</td> <td>152人</td> </tr> <tr> <td>飲食店営業</td> <td>6人</td> <td>その他</td> <td>7人</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>48人</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	秋田市9回	鹿角市1回	大館市3回	能代市2回	由利本荘市3回	大仙市3回	横手市3回	湯沢市1回		金融・保険業	205人	娯楽業	42人	建設・不動産業	102人	製造業	23人	運輸・運送業	18人	警備業	9人	販売業	89人	医療機関	32人	旅館ホテル業	9人	公務所	152人	飲食店営業	6人	その他	7人	サービス業	48人		
秋田市9回	鹿角市1回	大館市3回																																				
能代市2回	由利本荘市3回	大仙市3回																																				
横手市3回	湯沢市1回																																					
金融・保険業	205人	娯楽業	42人																																			
建設・不動産業	102人	製造業	23人																																			
運輸・運送業	18人	警備業	9人																																			
販売業	89人	医療機関	32人																																			
旅館ホテル業	9人	公務所	152人																																			
飲食店営業	6人	その他	7人																																			
サービス業	48人																																					

事業名	事業内容
8 第8号事業 (不当要求情報管理機関に対する援助)	(1) 暴力団の活動状況等の情報提供 秋田県銀行警察連絡協議会等の関係機関・団体と連携強化し、暴力団情勢及び暴力団の活動状況等を情報提供。 (2) 照会に対する適正な回答 各機関・団体等からの照会には、迅速的確に対応。 (通年)
9 第9号事業 (被害者の救済・支援活動)	(1) 被害者の救済・支援活動は、取扱いなし。 (2) 暴力団事務所撤去運動等に対する支援、訴訟費用等の貸付及び被害者見舞金支給制度に関する広報 ア ホームページへの掲載による広報を実施。 イ リーフレット「公益財団法人暴力団壊滅秋田県民会議の活動」、パンフレット、チラシ等暴排資料の配布による広報を実施。 (3) 会議、講習会等を活用した広報 リーフレット、チラシ等に基づき、関係機関との各種会議及び不当要求防止責任者講習等での広報。 不当要求防止責任者講習《事務局長兼常勤暴力追放相談員》(25回)
10 第10号事業 (少年指導委員の活動に必要な研修等の実施)	(1) 少年指導委員研修会における講話 県警察人身安全対策課の全県少年指導委員研修会。(11月) (2) 関係機関・団体との連携 第4号事業(少年に対する暴力団の影響を排除する活動)に記載のとおり
11 第11号事業 (調査研究活動)	県内外の情報を調査・収集し、当法人発行の広報資料、講習等の資料に活用。 ア 暴力追放相談員及び不当要求防止責任者講習担当者研修会 《常勤相談員》(東京：4月20日) イ 秋田弁護士会及び県警察と不当要求防止責任者講習関係意見交換勉強会 《専務理事・常勤相談委員》(弁護士会館：4月26日) ウ 東北ブロック暴力追放推進センター連絡協議会 《専務理事》(仙台市：6月2日) エ 暴追センター専務理事・事務局長等研修会 《事務局長》(東京：9月21日) オ 不当要求行為に係る意見交換会 《専務理事》(秋田市：11月8日) カ 秋田県証券警察連絡協議会 《専務理事》(秋田市：11月10日) キ 秋田県民事介入暴力対策研究会 《専務理事》(秋田市：12月8日) ク 秋田市ホテル旅館宴会施設・警察連絡協議会 《専務理事》(秋田市：2月1日)
12 その他	(1) 理事会及び評議員会の開催状況 ア 理事会の開催 (ア) 第1回通常理事会 (5月18日) (イ) 第2回臨時理事会 (6月16日) (ウ) 第3回臨時理事会(書面表決) (7月31日) (エ) 第4回臨時理事会(書面表決) (8月28日) (オ) 第5回臨時理事会 (10月24日) (カ) 第6回通常理事会 (3月21日) イ 評議員会の開催 (ア) 定時評議員会 (6月16日) (イ) 臨時評議員会 (書面表決) (8月14日)

事 業 名	事 業 内 容
	<p>(2) 役員(評議員・理事・監事)再任等に伴う法人登記 今年度は役員改選の年。再任役員の登記及び辞任・退任の各理事及び新理事の登記を適正実施 (7月、8月)</p> <p>(3) 来年度の第33回暴力団壊滅秋田県民大会のための手続を推進 開催予定日 令和6年9月27日 予約会場 あきた芸術劇場ミルハス 中ホール</p> <p>(4) 全国表彰受賞者の決定 8月、全国暴力追放推進センターに全国表彰荣誉金章・銀章及び銅章各1名を上申。9月29日受賞者決定通知。 大館地区暴力追放推進委員高橋紀博氏が銀章受賞。 (11月30日東京都明治記念館での全国暴力追放運動中央大会にて伝達)</p>

## 貸 借 対 照 表

令和 6年 3月31日現在

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	7, 400, 326	5, 979, 390	1, 420, 936
普通預金	7, 400, 326	5, 979, 390	1, 420, 936
前払金	168, 000	106, 810	61, 190
貯蔵品	1, 048	398	650
流動資産合計	7, 569, 374	6, 086, 598	1, 482, 776
2 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金		30, 000, 000	△30, 000, 000
投資有価証券	575, 988, 175	550, 508, 687	25, 479, 488
その他基本財産	1, 202, 201	1, 202, 201	
基本財産合計	577, 190, 376	581, 710, 888	△4, 520, 512
(2) 特定資産			
暴力団排除活動推進資産	5, 000, 000	5, 000, 000	
運用資金積立資産	5, 195, 811	740, 799	4, 455, 012
被害者支援積立資産	2, 564, 711	2, 564, 711	
特定資産合計	12, 760, 522	8, 305, 510	4, 455, 012
(3) その他固定資産			
車両運搬具	142, 463	427, 816	△285, 353
什器備品	204, 883	267, 922	△63, 039
電話加入権	149, 968	149, 968	
その他固定資産合計	497, 314	845, 706	△348, 392
固定資産合計	590, 448, 212	590, 862, 104	△413, 892
資産の部合計	598, 017, 586	596, 948, 702	1, 068, 884
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	207, 417	190, 991	16, 426
預り金	112, 903	87, 889	25, 014
流動負債合計	320, 320	278, 880	41, 440
2 固定負債			
負債の部合計	320, 320	278, 880	41, 440
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
出捐金	581, 794, 976	581, 710, 888	84, 088
指定正味財産合計	581, 794, 976	581, 710, 888	84, 088
(うち基本財産への充当額)	( 577, 190, 376)	( 581, 710, 888)	( △4, 520, 512)
2 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	15, 902, 290	14, 958, 934	943, 356
正味財産の部合計	( 12, 760, 522)	( 8, 305, 510)	( 4, 455, 012)
負債及び正味財産合計	597, 697, 266	596, 669, 822	1, 027, 444
	598, 017, 586	596, 948, 702	1, 068, 884

貸借対照表内訳表

令和6年3月31日現在

(単位:円)

科 目	(公財)暴力団撲滅秋田県民会議			内部取引等消去	合 計
	公益目的事業会計	収益その他事業会計	法人会計		
I 資産の部					
1 流動資産					
現金預金	5,024,452		2,375,874		7,400,326
前払金	156,840		11,160		168,000
貯蔵品			1,048		1,048
流動資産合計	5,181,292		2,388,082		7,569,374
2 固定資産					
(1) 基本財産					
投資有価証券	287,994,088		287,994,087		575,988,175
その他基本財産	601,100		601,101		1,202,201
基本財産合計	288,595,188		288,595,188		577,190,376
(2) 特定資産					
暴力団排除活動推進資産	5,000,000		2,597,906		5,000,000
運用資金積立資産	2,597,905		1,282,355		5,195,811
被害者支援積立資産	1,282,356				2,564,711
特定資産合計	8,880,261		3,880,261		12,760,522
(3) その他固定資産					
車両運搬具	99,724		42,739		142,463
什器備品	204,883				204,883
電話加入権	104,978		44,990		149,968
その他固定資産合計	409,585		87,729		497,314
固定資産合計	297,885,034		292,563,178		590,448,212
資産の部合計	303,066,326		294,951,260		598,017,586
II 負債の部					
1 流動負債					
未払金	118,960		88,457		207,417
預り金	55,298		57,605		112,903
流動負債合計	174,258		146,062		320,320
2 固定負債					
負債の部合計	174,258		146,062		320,320
III 正味財産の部					
1 指定正味財産					
出捐金	290,897,488		290,897,488		581,794,976
指定正味財産合計	290,897,488		290,897,488		581,794,976
(うち基本財産への充当額)	( 288,595,188 )	( )	( 288,595,188 )	( )	( 577,190,376 )
2 一般正味財産					
(うち特定資産への充当額)	12,039,959		3,862,331		15,902,290
正味財産の部合計	( 8,880,261 )	( )	( 3,880,261 )	( )	( 12,760,522 )
負債及び正味財産合計	302,937,447		294,759,819		597,697,266
	303,111,705		294,905,881		598,017,586

## 正味財産増減計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	6,550,852	6,129,610	421,242
特定資産運用益	96	78	18
特定資産受取利息			
受取会費			
賛助会員受取会費	7,695,000	7,715,000	△20,000
受取補助金等			
責任者講習受託収益	2,714,987	2,714,378	609
受取寄付金			
受取寄付金		5,000	△5,000
雑収益	100	88	12
受取利息		92,733	△92,733
雑収益			
経常収益計	16,961,035	16,656,887	304,148
(2) 経常費用			
事業費			
役員報酬	1,944,000	2,100,000	△156,000
給料手当	1,848,655	3,327,240	△1,478,585
福利厚生費	657,086	900,221	△243,135
研修会議費	87,420	23,287	64,133
旅費交通費	330,657	165,219	165,438
通信運搬費	452,321	338,664	113,657
減価償却費	262,786	647,119	△384,333
消耗品費	64,938	114,539	△49,601
修繕費	36,946		36,946
印刷製本費	1,264,715	1,308,670	△43,955
啓発費	1,594,400	1,603,330	△8,930
燃料費	37,087	46,484	△9,397
光熱水料費	89,984	80,476	9,508
賃借料	1,224,479	1,656,309	△431,830
保険料	94,585	90,400	4,185
諸謝金	398,222	373,411	24,811
租税公課	35,770	24,150	11,620
支払助成金	452,000	462,000	△10,000
雑費	291,430	236,574	54,856
管理費			
役員報酬	1,296,000	900,000	396,000
給料手当	1,359,545	1,728,360	△368,815
福利厚生費	443,485	273,767	169,718
会議費	8,361	11,404	△3,043
旅費交通費	58,740	50,022	8,718
通信運搬費	110,476	105,652	4,824
減価償却費	85,606	257,074	△171,468
消耗品費	43,957	71,542	△27,585
修繕費	15,834		15,834
印刷製本費	20,570	27,500	△6,930
燃料費	1,246	9,888	△8,642
光熱水料費	59,982	53,651	6,331
賃借料	590,210	754,209	△163,999
保険料	27,015	25,330	1,685
諸謝金	602,261	575,828	26,433

## 正味財産増減計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
租税公課	19,130	15,200	3,930
支払負担金	83,200	92,200	△9,000
雑費	57,080	59,491	△2,411
経常費用計	16,050,179	18,509,211	△2,459,032
評価損益等調整前当期経常増減額	910,856	△1,852,324	2,763,180
投資有価証券評価損益等			
投資有価証券評価損益等	32,500		32,500
評価損益等計	32,500		32,500
当期経常増減額	943,356	△1,852,324	2,795,680
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産受贈益		315,200	△315,200
什器備品受贈益		315,200	△315,200
経常外収益計			
(2) 経常外費用			
固定資産除却損		1	△1
什器備品除却損		1	△1
経常外費用計		315,199	△315,199
当期経常外増減額	943,356	△1,537,125	2,480,481
他会計振替前当期一般正味財産増減額	943,356	△1,537,125	2,480,481
税引前当期一般正味財産増減額	943,356	△1,537,125	2,480,481
当期一般正味財産増減額	14,958,934	16,496,059	△1,537,125
一般正味財産期首残高	15,902,290	14,958,934	943,356
一般正味財産期末残高			
II 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	6,550,852	6,129,610	421,242
償却減価法適用による増加額	154,148	26,468	127,680
償却原価法適用による減少額	70,060	70,060	
一般正味財産への振替額	6,550,852	6,129,610	421,242
一般正味財産への振替額	84,088	△43,592	127,680
当期指定正味財産増減額	581,710,888	581,754,480	△43,592
指定正味財産期首残高	581,794,976	581,710,888	84,088
指定正味財産期末残高	597,697,266	596,669,822	1,027,444
III 正味財産期末残高			

正味財産増減計算書内訳表  
令和 5年 4月 1日から令和 6年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	収益その他事業会計	法人会計	内部取引等消去	合 計
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
基本財産運用益	3,275,427		3,275,425		6,550,852
基本財産受取利息	3,275,427		3,275,425		6,550,852
特定資産運用益	72		24		96
特定資産受取利息	72		24		96
受取会費	6,156,000		1,539,000		7,695,000
賛助会員受取会費	6,156,000		1,539,000		7,695,000
受取補助金等	2,714,987				2,714,987
責任者講習受託収益	2,714,987				2,714,987
雑収益	53		47		100
受取利息	53		47		100
経常収益計	12,146,539		4,814,496		16,961,035
(2) 経常費用					
事業費	11,167,481				11,167,481
役員報酬	1,944,000				1,944,000
給料手当	1,848,655				1,848,655
福利厚生費	657,086				657,086
研修会議費	87,420				87,420
旅費交通費	330,657				330,657
通信運搬費	452,321				452,321
減価償却費	262,786				262,786
消耗品費	64,938				64,938
修繕費	36,946				36,946
印刷製本費	1,264,715				1,264,715
啓発費	1,594,400				1,594,400
燃料費	37,087				37,087
光熱水料費	89,984				89,984
賃借料	1,224,479				1,224,479
保険料	94,585				94,585
諸謝金	398,222				398,222
租税公課	35,770				35,770
支払助成金	452,000				452,000
雑費	291,430				291,430
管理費					
役員報酬	4,882,698				4,882,698
給料手当	1,296,000				1,296,000
福利厚生費	1,359,545				1,359,545
会議費	443,485				443,485
旅費交通費	8,361				8,361
通信運搬費	58,740				58,740
減価償却費	110,476				110,476
消耗品費	85,606				85,606
修繕費	43,957				43,957
印刷製本費	15,834				15,834
燃料費	20,570				20,570
光熱水料費	1,246				1,246
賃借料	59,982				59,982
保険料	590,210				590,210
諸謝金	27,015				27,015
租税公課	602,261				602,261
支払負担金	19,130				19,130
雑費	83,200				83,200
経常費用計	57,080				57,080
経常費用計	11,167,481		4,882,698		16,050,179
評価損益等調整前当期経常増減額	979,058		△68,202		910,856
投資有価証券評価損益等	16,250		16,250		32,500
投資有価証券評価損益等	16,250		16,250		32,500
評価損益等計	16,250		16,250		32,500
当期経常増減額	995,308		△51,952		943,356
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益計					
(2) 経常外費用					
経常外費用計					
当期経常外増減額					
他会計振替前当期一般正味財産増減額	995,308		△51,952		943,356
税引前当期一般正味財産増減額	995,308		△51,952		943,356
当期一般正味財産増減額	995,308		△51,952		943,356
一般正味財産期首残高	11,044,651		3,914,283		14,958,934
一般正味財産期末残高	12,039,959		3,862,331		15,902,290
II 指定正味財産増減の部					
基本財産運用益	3,317,471		3,317,469		6,634,940

正味財産増減計算書内訳表  
令和 5年 4月 1日から令和 6年 3月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	収益その他事業会計	法人会計	内部取引等消去	合 計
基本財産受取利息	3,275,427		3,275,425		6,550,852
償却減価法適用による増加額	77,074		77,074		154,148
償却原価法適用による減少額	35,030		35,030		70,060
一般正味財産への振替額	3,275,427		3,275,425		6,550,852
一般正味財産への振替額	3,275,427		3,275,425		6,550,852
当期指定正味財産増減額	42,044		42,044		84,088
指定正味財産期首残高	290,855,444		290,855,444		581,710,888
指定正味財産期末残高	290,897,488		290,897,488		581,794,976
III 正味財産期末残高	302,937,447		294,759,819		597,697,266